

令和6年2月1日

会員薬局 各位

(一社) 千葉県薬剤師会

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた
デジタル推進委員との連携強化について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

デジタル庁では昨年より、人に優しいデジタル社会の実現に向けて、マイナンバーカードやマイナポータルの利用方法等のデジタルサービスに不慣れな方に対して、きめ細かなサポートなどを行う「デジタル推進委員」の取組を進めているところです。

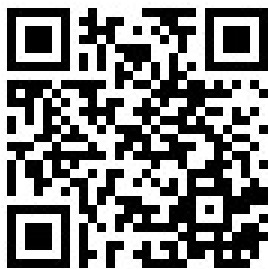
既に薬局においてはマイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）の推進についてご協力いただいておりますが、今般、来局者が安心してマイナ保険証の利用を相談できる体制を構築するなど、薬局におけるマイナ保険証の利用促進の相乗効果を図るべく、薬局を対象としてデジタル推進委員の任命を推進したい旨、協力依頼がありました。

任命に際しては、動画を視聴ののち申請いただくことで、追ってデジタル庁よりデジタル推進委員認定ステッカーが薬局に送付されます。

詳細等については、千葉県薬剤師会ホームページまたは、【手順1】QRコードにてご確認頂き、ご希望される方は、【手順2】のQRコードにて登録をお願い致します。

【手順1：各動画視聴】

案内に掲載されている動画リンクから視聴。



【手順2：デジタル推進委員会登録】

※Google フォームにて

応募締め切り：2月27日（火）



登録内容

- ①氏名フリガナ
- ②生年月日
- ③薬局名、住所等
- ④視聴日

※本 FAX が誤って送信された方：申し訳ございませんでした。送信を中止致します。お手数ですが送信中止の FAX 番号をご記入の上、FAX (043-247-4402) をお願いいたします。中止 FAX (- -)

要回答

日 薬 業 発 第 397 号
令 和 6 年 1 月 26 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 田 尻 泰 典

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた デジタル推進委員との連携強化について（依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

デジタル庁では昨年より、人に優しいデジタル社会の実現に向けて、マイナンバーカードやマイナポータルの利用方法等のデジタルサービスに不慣れな方に対して、きめ細かなサポートなどを行う「デジタル推進委員」の取組を進めているところです。

既に薬局においてはマイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）の推進についてご協力いただいておりますが、今般、来局者が安心してマイナ保険証の利用を相談できる体制を構築するなど、薬局におけるマイナ保険証の利用促進の相乗効果を図るべく、薬局を対象としてデジタル推進委員の任命を推進したい旨、別添のとおり協力依頼がありました。

任命に際しては、以下 URL より動画を視聴ののち申請いただくことで、追ってデジタル庁よりデジタル推進委員認定ステッカーが薬局に送付されます（別添1）。

既に薬局業務においては、マイナ保険証の活用や利用促進に取り組んでいただいていることから、通常のデジタル推進委員任命に関する要件・手続きとは異なり、簡略化されます（別添2）。

つきましては、業務ご多忙の折恐れ入りますが、積極的なご協力を賜りたく、貴会会員の薬局を対象に、デジタル推進委員（薬剤師以外の従事者も可能です）の任命を希望する薬局の情報を 2月29日（木）までに取りまとめていただきたいと存じますので、お願い申し上げます。

<別添>

1. マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けたデジタル推進委員との連携強化について（依頼）（令和6年1月22日付け事務連絡、デジタル庁国民向けサービスグループデジタル推進委員担当）
2. デジタル推進委員に任命を希望する場合の流れ（薬局）
※日本薬剤師会作成 視聴動画のリンクを貼付済みですので Word ファイルをご確認・ご活用ください。

事務連絡
令和6年1月22日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

デジタル庁
国民向けサービスグループ
デジタル推進委員担当

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた デジタル推進委員との連携強化について（依頼）

デジタル庁では、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会の実現に向けて、マイナンバーカードやマイナポータルの利用方法等のデジタルサービスに不慣れな方に対して、きめ細かなサポートなどを行う「デジタル推進委員」の取組を進めてきております。

現在、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証の利用）促進に向けて、厚生労働省等の関係省庁とも連携しながら、「マイナ保険証、1度使ってみませんか」を軸に様々な取組を実施しているところであり、その中で、デジタル推進委員のサポートによるカードリーダーを活用したデモ体験を進めております。

貴会におかれましても、既に薬局においてマイナ保険証の利用を進めているところと存じますが、デジタル推進委員の取組と連携強化により、来局者が安心してマイナ保険証の利用を相談できる体制を構築するなど、薬局におけるマイナ保険証の利用促進の相乗効果を図りたいと考えております。（補足になりますが、本連携は、薬局においてスマートフォンの相談等に乗っていただくなど、一般的なデジタルサポートを直接の目的としているものではありません。）

つきましては、貴会に加入する薬局の管理薬剤師を中心にデジタル推進委員のご案内と任命希望者のとりまとめをお願いいたします。デジタル推進委員の任命は「デジタル庁が指定する動画等」の閲覧を要件としておりますので、閲覧いただいた任命希望者を、別紙1にとりまとめの上で、3月4日までにご提出をお願いします。

提出いただいた宛先に対し、デジタル庁より、別紙2の「デジタル推進委員滞在ステッカー」及びカードリーダーを活用した「薬局向け利用促進手順書」を送付させていただきます。

なお、今後、貴会の他、（一社）日本保険薬局協会及び（一社）日本チェーンドラッグストア協会宛てにも同様の依頼をさせていただきますが、複数の法人に所属される薬局におかれましては、貴会を通じてご提出いただけますようご案内をお願い致します。

○デジタル庁が指定する動画等（※応募時に視聴が必要な動画）

https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff_movie

別紙1：デジタル推進委員応募様式

別紙2：デジタル推進委員滞在ステッカー

【問合せ先】

デジタル庁国民向けサービスグループ

デジタル推進委員担当 川崎、森村

メール：support-digital-ps@digital.go.jp

デジタル推進委員応募様式（団体・企業用）

<教える活動>

担当者連絡先記入欄
都道府県薬剤師会名

部署名：担当者

電話番号

メールアドレス

申請者数 ●●人

※行が足りない場合は適宜追加をお願いいたします。
(別シートでも構いません。)

【留意事項】

- ・募集要項を確認の上、ご応募ください。
- ・以下に入力いただく情報は、デジタル推進委員の任命状の送付、オープンバッジの配布、地域バランスの把握等、デジタル推進委員の運営のためにのみ使用し、デジタル庁において適切に管理します。
- ・入力いただいた情報は、デジタル推進委員等の応募を受けけるためのシステムに登録します。詳細な情報の取り扱いについてはプライバシーポリシーを確認ください。
- ・デジタル庁の指定する動画コンテンツの掲載先 (https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff_movie/)

No	氏名 ※必須	フリガナ ※必須	生年月日 (yyyymmdd) ※西暦8桁 ※必須	電話番号 ※必須	メールアドレス ※必須	郵便番号 ※必須	住所 ※必須	デジタル庁の指定する動画等コンテンツを視聴した日付 (yyyymmdd) ※西暦8桁 ※必須	その他特記事項	薬局名	デジタル庁ホームページへの団体または企業名の掲載を希望する場合はホームページリンクを記載
記載例	永田 太郎	ナガタチョウ タロウ	19910601	090-1234-5678	xxyyzz@abc.co.jp	102-0094	東京都千代田区紀尾井町1-3	20220801			https://
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

薬局の電話番号を記載。

薬局の住所を記載。

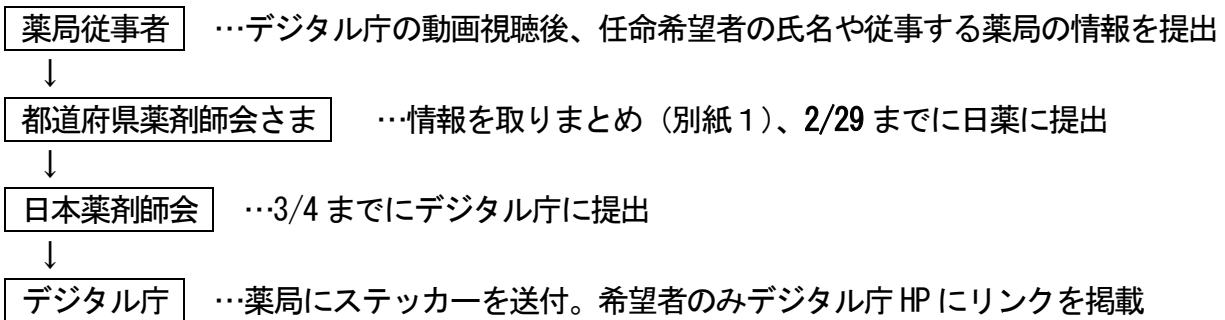
応募者ごとに異なるメールアドレスをご記入ください。
(1つのメールアドレスで応募できるのは1名のみとなります。)

薬局の郵便番号を記載。

【別紙2】 デジタル推進委員ステッカー案



■デジタル推進委員に任命を希望する場合の流れ（薬局）



※後日（4月を目途）、デジタル庁から薬局にステッカーが送付されます。

※令和6年能登半島地震の状況を踏まえ、被災各県のうち石川県薬さまは個別にご相談させていただきます。新潟、富山、福井各県薬さまについてはご無理のない範囲でご検討ください。

■視聴いただく動画

https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff_movie

上記ページの「1. マイナンバーカード・マイナポータルの利用方法」のうち、以下①～③の視聴をお願いいたします。

①デジタル活用支援推進事業【標準教材・動画】（総務省）

①-A「マイナンバーカードの申請方法」 <https://youtu.be/rXW2Vmc7xGQ>

①-B「マイナポータルの活用方法」 <https://youtu.be/Nm8q9zVbh3o>

②マイナ保険証の申込方法 マイナンバーカードの健康保険証利用（デジタル庁）

③マイナ保険証の医療機関や薬局での使い方 マイナンバーカードの健康保険証利用（デジタル庁）

■任命対象者

- ・薬局従事者が対象とされ、薬剤師以外の方でも申請が可能です。また、雇用形態は問いません。
- ・一薬局につき何名でも申請が可能です。個人宛任命状を送付することから、メールアドレスは一人につきひとつ入力してください。また、郵便番号・住所・電話番号は薬局のものをご入力ください。
- ・異動等により従事する薬局の情報が変わっても特段の変更手続きは不要ですが、当該薬局にデジタル推進委員が在籍しない場合にはステッカーの掲示は認められません。